

業務仕様書

この仕様書は、三宅町（以下、甲という。）の管理する施設において受託者（以下、乙という。）が行う自動ドア保守業務（以下、本件業務という。）について必要な事項を定めるものとする。

1. 目 的

三宅町交流まちづくりセンター（以下、施設という。）に設置している自動ドアの点検等を行い、自動ドアに起因して発生する事故の発生を警戒し、防止することにより、本施設を利用する者の生命・身体の安全を図り、甲の業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2. 業 務 対 象 物

三宅町交流まちづくりセンター
（所在地：奈良県磯城郡三宅町伴堂689番地）

3. 履 行 期

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 業 務 内 容

業務の実施に当たっては、主なものについては、次のとおりである。

（1）定期点検

以下の①から④について、年2回の定期点検を行う。

① 駆動装置

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ・ ギアボックス | 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整 |
| ・ モーター | 目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整 |
| ・ 駆動、ガイドブリー | 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整 |
| ・ 駆動、Vベルト | 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整 |
| ・ クラッチ | 目視確認（摩耗、損傷のチェック）及び調整 |

② 制御装置

- | | |
|------|---|
| ・ 本体 | 目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、
接続コネクタのチェック） |
|------|---|

③ 起動、補助光電スイッチ

- | | |
|------|---|
| ・ 本体 | 目視確認（損傷のチェック）及び調整、
検知エリア及び起動・安全信号の発信確認 |
|------|---|

④ 扉、懸架装置

- | | |
|---------|---|
| ・ 吊りレール | 目視確認（摩耗、損傷のチェック）
及び取付けボルト等の増し締め及び調整 |
| ・ ハンガー | 目視確認（損傷の有無、戸車転動面の摩耗、
戸車フランジの摩耗のチェック）及び転動時の円滑性の確認
及び調整 |

（2）故障時対応

故障時には速やかに対応し、修理を行うこと。

5. 留 意 事 項

（1）善管注意義務

乙は、本件業務、甲の施設及び備品等の取扱いなどについて、善良な管理者による注意をもって、履行・管理を行うこと

（2）不審者、不審物等への対応

不審者、不審物を発見した場合には、ただちに適切な処理を講じるとともに、甲の担当者には速やかに報告を行うものとする。

(3) 守秘義務

乙は、業務上知り得た秘密を第三者に一切漏洩しないこと。なお、契約期間満了後においても同様とする。

6. 業務報告

乙は、業務終了後、甲に業務報告書を提出し、作業結果を報告するものとする。

7. 費用負担

業務実施の際の費用負担区分は次のとおりとする。

その他管理上特別に必要となるものについては、別途協議とする。

甲	定期点検時及び故障時における交換部品及び修理に要する費用
乙	保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等

8. その他

警備業務実施上、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ取り決めるものとする。